

後見人等報酬の助成申請をされる方へ

成年後見制度を利用している方で、下記の要件に該当し、財産状況等から後見人等に支払う報酬を負担することが困難と認められる場合は、川口市成年後見制度利用支援事業により、後見人等の報酬について助成が受けられます。

川口市では、成年後見制度の利用促進を図るため、令和5年4月1日報酬助成要領を改正しました。

主な改正内容は以下のとおりです。

- 対象者の申立人に関する要件を見直し、これまで対象としていなかった、本人・親族申立により平成30年3月31日以前に後見等の開始の審判を受けている方も助成が受けられるようになりました。また、後見人等による申立を含めることとしました。（ただし、助成期間は令和5年4月1日以降となります。）
- 対象者の経済的要件の見直しを行い、世帯の資産状況から本人の資産状況とすることとしました。
- 助成対象期間の算定方法の見直しを行い、家庭裁判所による報酬付与の審判書に記される対象期間に含まれる月を助成対象とすることとしました。

1. 助成の対象となる方

助成の対象となる方は、本人が以下の「Ⅰ. 住所地要件」ア・イのいずれかに該当し、かつ、「Ⅱ. 経済的要件」ア・イ・ウのいずれかに該当する方です。

Ⅰ. 住所地要件

ア 川口市の住民票に記載されている方

ただし、転入前の住所地の市町村が引き続き実施機関として関わっている方は対象としません。

イ 川口市の住民票に記載されていない方のうち、施設等への入所・入居に伴う川口市からの転出により、川口市が引き続き実施機関として関わっている方

※実施機関の例：後見等の審判請求者、介護保険の保険者、国民健康保険の保険者、生活保護法による保護の実施機関、中国残留邦人等支援法による支援給付の実施機関、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）による給付の決定機関、老人福祉法による措置の実施機関など

Ⅱ. 経済的要件

ア 生活保護法を受給している方

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方

ウ 以下の（１）から（３）の全てを満たす方

（１）本人が市民税非課税であること

- (2) 預貯金等（生命保険を除く）の額が、100万円以下の額であること
- (3) 本人が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと

2. 助成対象となる経費

助成の対象となる経費は、家庭裁判所が報酬付与の審判により決定した報酬額です。ただし、助成額は本人の生活の場所により上限が異なり、上限額の範囲内で助成します。

- ・在宅の方・・・・・・・・月額28,000円
- ・入院・入所の方・・・・月額18,000円

※月の途中で生活の場が変更した場合は日割り計算となります。確認できる資料を申請書に添付してください。

3. 申請に必要な書類

助成申請の手続きは、本人又は後見人等が申請書及び必要書類をご提出ください。

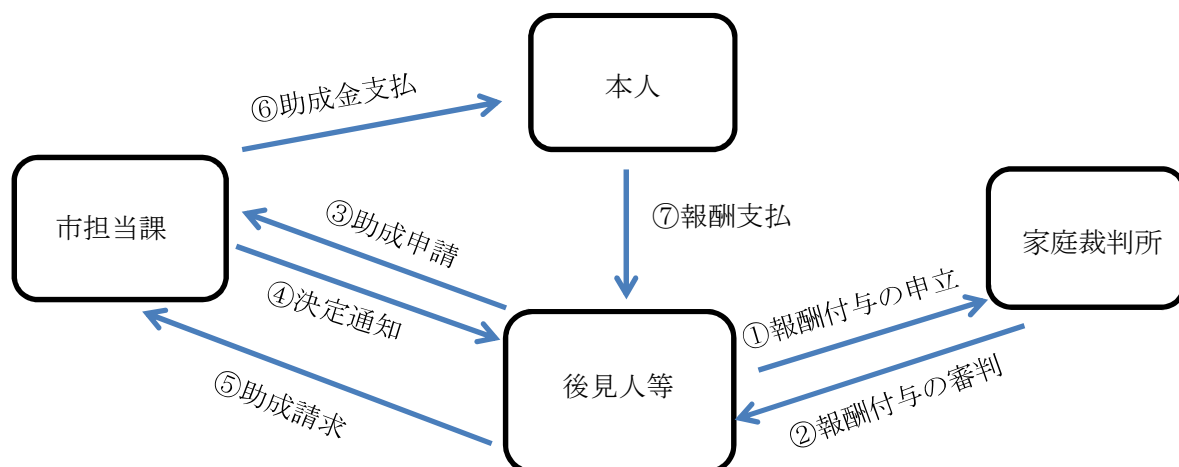
I. 提出基本書類（全ての要件の方に提出いただくもの）

- ア 後見人等の報酬助成申請書（様式第1号）
- イ 報酬付与審判書の写し
- ウ 報酬付与申立書の写し
(家庭裁判所へ提出した後見等事務報告書・財産目録・本人の通帳等のコピーなど)
- エ 登記事項証明書の写し

II. 要件確認書類（該当する要件に応じて提出いただくもの）

- ア 生活保護法を受給している方
 - (1) 受給していることがわかる書類
 - (2) 本人の預金通帳の写し（助成申請時の残額がわかるもの）
- イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方
 - (1) 受給していることがわかる書類
 - (2) 本人の預金通帳の写し（助成申請時の残額がわかるもの）
- ウ 経済的要件ウに該当する方 → 以下の(1)～(3)全て
 - (1) 本人が非課税であることがわかる書類（川口市に住民登録がない方等）
 - (2) 本人の預金通帳の写し（助成申請時の残額がわかるもの）
 - (3) 本人の資産状況がわかる書類
- エ 川口市に住民登録がない方 → 住民登録地のわかるもの
- オ 親族等申立の方 → 成年後見等開始審判書の写し

4. 助成手続きの流れ



※留意事項※

- ①報酬付与の申立は、家庭裁判所への定期報告に併せ、定期的に行うようお願いします。
- ③助成申請書類の提出にあたっては、要件等をご確認ください。また、助成申請時期は、報酬付与の審判後2ヶ月以内を目途に申請ください。
- ⑤助成請求書に記載いただく振込口座は、本人名義となります。本人死亡の場合は、後見人等の名義となります。
- ③・⑤提出書類は、担当課窓口または郵送で受け付けしています。

5. 申請書類提出先・お問合せ先

【65歳以上の高齢者】

川口市福祉部 長寿支援課 支援係

〒332-8601 埼玉県川口市青木2-1-1

TEL 048-259-7652 (係直通)

FAX 048-259-7668

※FAXでの申請は受け付けておりません。

【65歳未満の障害者】

川口市福祉部 障害福祉課 支援第1・第2係

〒332-8601 埼玉県川口市青木2-1-1

TEL 048-259-7926 (係直通)

FAX 048-259-7943

※FAXでの申請は受け付けておりません。